

化学物質対策セミナー

令和8年2月19日（木）

高山労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 化学物質対策の変遷
- 2 事業場が実施すべき措置
- 3 職場の化学物質管理に関する相談窓口、支援等

1 化学物質対策の変遷



1 化学物質対策の変遷

改正の概要

(改正前) 法律順守型

国によるリスク評価で有害性の高い物質（123物質）に対し、法令で具体的な措置義務（特別規則）を規定

※ 特別規則：特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則、四アルキル鉛中毒予防規則、石綿障害予防規則



(改正後) 自律的管理型

危険・有害性が認められたすべての化学物質について、国がばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み

特別規則は、一部規定を除いて5年後に廃止することを想定

(自律的な管理が十分に定着していないと判断される場合は、廃止を見送り、5年後に再評価)

1 化学物質対策の変遷

改正の概要

- 化学物質の危険・有害性については、毎年調査が行われており、その対象が拡充されている。
- 今後も年間約50～100種類が追加される予定である。

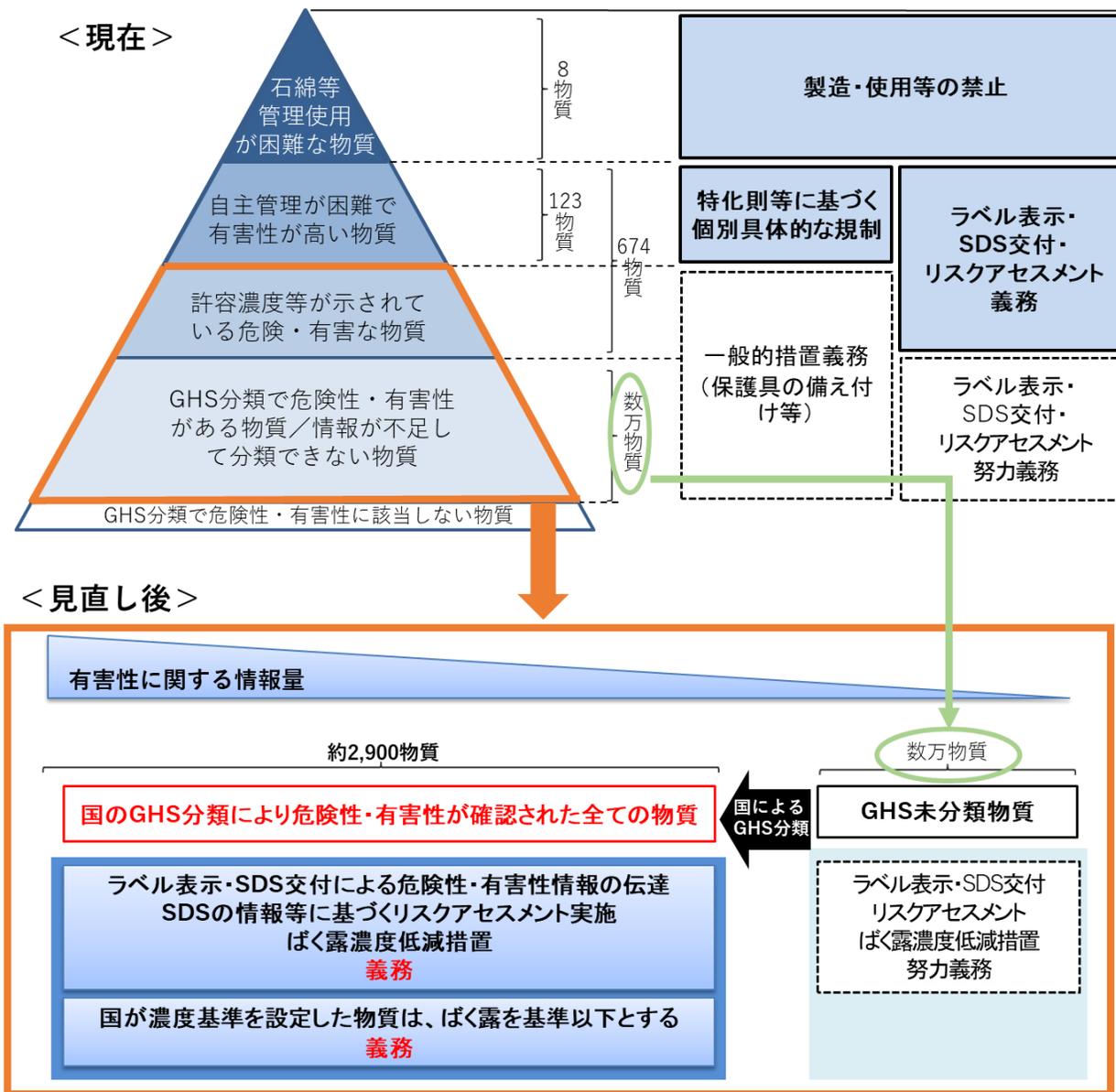


※安衛法名称が公表されている化学物質の数として



出典：「職場の化学物質管理 ケミサポ」

1 化学物質対策の変遷



1 化学物質対策の変遷

改正の背景

(改正前) 法律順守型の問題点

■ 労働災害の発生状況

これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、危険性・有害性を十分に確認せず規則対象外の物質に変更する。

⇒ 特別規則対象外の物質による労働災害が急増 (化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割)

■ 有害作業に係る化学物質の管理状況

作業環境測定で第三管理区分と評価された事業場の割合が増加。リスクアセスメントの実施率は約53%であり、理由は「人材がない」(約55%)、「方法が分からない」が約35%(平成29年調査時点)。

■ 中小企業における対応

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向。特に中小企業において、有害作業やラベル、SDSに対する労働者の理解が低い。

■ 諸外国における化学物質管理

欧米では、GHS分類で危険性・有害性のある全ての物質をラベル表示・SDS交付の義務対象としている。

1 化学物質対策の変遷

特別規則対象外の物質による労働災害事例

【事例1】

洗面台の下に収納していた洗剤を床や便器にかけ、トイレの収納庫にあるデッキブラシを使い清掃していた。

作業開始からしばらくすると洗剤がなくなったため、洗面台の下に収納していた別の洗剤を使って清掃を続けた。この時、床や便器には、始めに使った洗剤が残っており、これを洗い流すことなく、その上に新しい洗剤をかけ、デッキブラシで擦りながら清掃作業を続けた。

しばらくすると、被災者は気分が悪くなり、嘔吐をしたので、同僚が被災者をトイレから連れ出し、別の者が病院に搬送したところ、塩素ガス中毒と診断された。



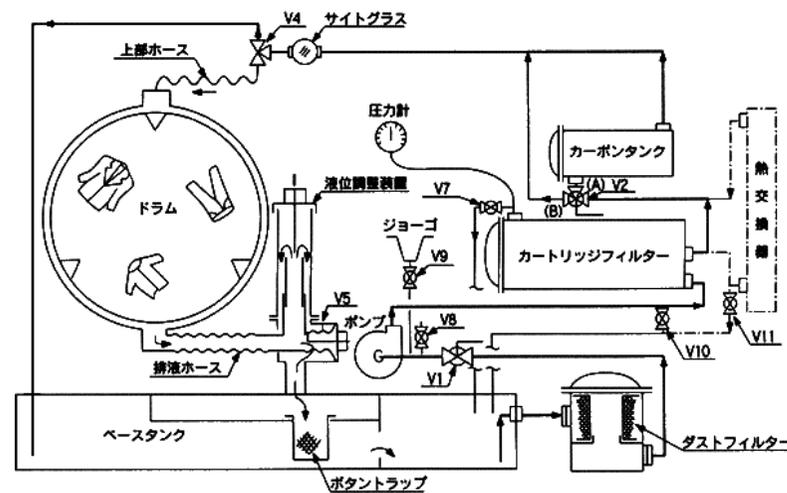
1 化学物質対策の変遷

特別規則対象外の物質による労働災害事例

【事例2】

ドライクリーニング業の工場において、全自動ドライ洗濯機を使用していたところ、突然、洗濯機の内部で爆発が発生し、扉が吹き飛び、前で作業していた作業者が火傷を負い死亡した。

災害発生時に使用していた溶剤は、静電気による爆発の危険性があったが、洗剤を溶剤に添加することにより、溶剤の電気抵抗率を下げることができることから、ドライクリーニング業界等で作成しているマニュアルでは、洗剤の適正使用の有効性を明記している。事業者はこのことについて十分に理解していなかったこと等もあり、災害発生時はほとんど洗剤が入っていない状態で作業が行われていた。



DO₁-C (カートリッジフィルター) タイプ (図は DO₁-13 C を示す)

施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加			2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加		2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化		2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示			2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等			2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存		2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充			2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行		
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化			2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化		2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外			2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化				2024(R6).4.1施行

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

(2) 体制の整備

(3) リスクアセスメントの実施

(4) その他のポイント

(1) 取り扱い化学物質の把握



2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

ア 化学物質（混合物含む）を使う作業の抽出

(ア) 化学物質の一例

接着剤、シール剤、吸着剤、芳香剤、消臭剤、凍結防止剤、合金、消毒剤、害虫駆除剤、コーティング、塗料、うすめ液、ペイントリムーバー、充填剤、しっくい、粘土、爆薬、肥料、燃料、表面処理剤（めっき処理剤）、熱媒、油圧液、インク、トナーpH調整剤、凝集剤、沈降剤、中和剤、実験用化学物質、染色剤、仕上げ剤、潤滑剤、グリース、剥離剤、植物保護剤、化学薬品、写真現像等に使用する薬品、研磨剤、コンパウンド、漂白剤、洗濯用洗剤、洗浄剤、硬水軟水化剤、水処理用化学製品、溶接剤、はんだ付け製品、フラックス製品、抽出剤、防さび剤、発泡剤 etc.

(イ) 化学物質を使用した作業の一例

化学物質の合成、調合、混合、カレンダー加工、染色、散布、印刷、現像、スプレー剤の使用（空中分散、面コーティング、接着、つや出し、洗浄、吹き付け等のための噴霧）、化学物質を用いた洗浄、清掃、漂白、毒、駆除、化学物質の移し替え、充填、計量、サンプリング、ローリング（圧延）、ブラッシング、発泡樹脂製造（発泡処理）、浸漬処理、圧縮成形、押し出し成形、ペレット化等を含む成形作業、油分の塗布、塗り込み、塗装/塗膜の剥離、化学物質を用いた修理修復やメンテナンス、製品の切断、冷間圧延、組み立て/分解、鋳造、熔融固体の使用、熱間圧延、加熱形成、研削、機械的切断、掘削、研磨、溶接、はんだ、切削、ろう付け、フレーム切断、金属粉製造、化学物質を使用した実験 etc.

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

イ 取扱い物質をリストアップ

- 実際に取り扱っている化学物質をリストアップする。
取扱っている製品が混合物の場合は、成分として含まれる化学物質の情報を確認する。
- 内容物の確認は、SDS等から行う。
(SDSの記載事項「3. 組成及び成分情報」、「15. 適用法令」等から含有成分を確認する。)
- 製品のSDSの情報が入手できていない場合やSDSの内容が不十分と考えられる場合、製品提供元に含有成分情報（物質名等の特定情報、含有割合等）を開示してもらい、疑問点があれば問い合わせる。



1 化学品および会社情報	9 物理的および化学的性質
2 危険有害性の要約（GHS分類）	10 安定性および反応性
3 組成および成分情報	11 有害性情報
4 応急措置	12 環境影響情報
5 火災時の措置	13 廃棄上の注意
6 漏出時の措置	14 輸送上の注意
7 取扱いおよび保管上の注意	15 適用法令
8 ばく露防止および保護措置	16 その他の情報

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

[労働安全衛生法第57条] (ラベル表示)

危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。

⇒ 実際に取り扱う人 (労働者)

[労働安全衛生法第57条の2] (文書の交付)

危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書 (SDS) の交付等 (※) により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。

⇒ 安全管理や労働者教育を行うためのもの (事業者)

※ 通知の方法には、文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付、FAX送信、電子メール送信、通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める方法等がある。

ラベル



SDS



ラベルとSDSの役割

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

(参考) ラベル表示の例

①(化学品特定名)		②(会社名・連絡先)	
メタノール	国連番号 1230	国連 GHS 株式会社	
メチルアルコール (100%)	CAS RN® 67-56-1	ジュネーブ、平和通り	Tel. 41 22 917 00 00
		スイス	Fax. 41 22 917 00 00
危険		⑥(注意書き)	
		取り扱い注意	
④(絵表示)		⑦(注意書き)	
⑤(危険有害性情報)		・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	
引火性の高い液体および蒸気		・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。	
飲み込むと有害		・熱 / 火花 / 裸火 / 高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。	
強い眼刺激		・静電気放電に対する予防措置を講ずること。	
生殖能または胎児への悪影響のおそれ		・保護手袋および保護眼鏡 / 保護面を着用すること。	
臓器 (中枢神経系、視覚器、全身毒性) の障害		・屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。	
眠気およびめまいのおそれ		・ミスト / 蒸気 / スプレーを吸入しないこと。	
長期にわたるまたは反復ばく露による臓器 (中枢神経系、視覚器) の障害		・取扱い後はよく手を洗うこと。	
		・ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断 / 手当てを受けること。	
		・容器を密閉し、施設して涼しい所 / 換気の良いところで保管すること。	
		・内容物 / 容器を規則に従って廃棄すること。	
		⑦その他 (国内関連法規)	
		火気厳禁 第四類 引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級II	
		医薬用外劇物	

メタノールのラベル例

2 事業場が実施すべき措置

GHS絵表示と対象となる危険有害性

					
爆弾の爆発	炎			円上の炎	ガスボンベ
<ul style="list-style-type: none"> ● 爆発物 ● 自己反応性化学品 ● 有機過酸化物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 可燃性ガス ● エアゾール ● 引火性液体 ● 可燃性固体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己反応性化学品 ● 自然発火性液体 ● 自然発火性固体 ● 自己発熱性化学品 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水反応可燃性化学品 ● 有機過酸化物 ● 鈍性化爆発物 	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸化性ガス ● 酸化性液体 ● 酸化性固体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高圧ガス
					
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符		環境
<ul style="list-style-type: none"> ● 金属腐食性化学品 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 呼吸器感作性 ● 生殖細胞変異原性 ● 発がん性 ● 生殖毒性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● 特定標的臓器毒性（反復ばく露） ● 誤えん有害性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 急性毒性 ● 皮膚腐食性／刺激性 ● 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 ● 皮膚感作性 ● 特定標的臓器毒性（単回ばく露） ● オゾン層への有害性 		<ul style="list-style-type: none"> ● 水生環境有害性、短期（急性） ● 水生環境有害性、長期（慢性）

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

(参考) SDSの項目と主な記載内容

項目名*	記載される主な内容
1 化学品及び会社情報	<製品に関する情報> 化学品を特定する名称、用途情報、供給者情報(名称、住所、電話番号等)、緊急連絡先電話番号
2 危険有害性の要約	<どんな危険性・有害性があるか> 化学品のGHS分類結果、GHSラベル要素、その他の危険有害性
3 組成及び成分情報	<何がどのくらい入っているか> 化学物質：物質名、CAS登録番号(CAS RN®)等の同定情報、物質のGHS分類に寄与する不純物および安定化添加物 混合物：一定以上の濃度で存在する危険有害な成分の名称、濃度または濃度範囲
4 応急措置	<危険な目にあったら何をしたらよいか> ばく露経路ごとの応急措置、最も重要な症状/影響
5 火災時の措置	<火事が起きたときのために読んでおく情報> 適切/不適切な消火剤、消火方法、火災時特有の危険有害性
6 漏出時の措置	<容器から漏れてしまったときのために読んでおく情報> 漏出時・緊急時の措置、封じ込めおよび浄化方法と機材
7 取扱い及び保管上の注意	<使う前、保管するときに注意することの詳細> 安全な取扱いのための注意事項、安全な保管条件
8 ばく露防止及び保護措置	<ばく露しない/ばく露を減らす方法、ばく露が許容される目安に関する情報> 職業ばく露限界値等の管理指標、設備対策等の適切な工学的管理、個人用保護具

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

(参考) SDSの項目と主な記載内容

9 物理的及び化学的性質	<製品そのものの色、におい、形、溶けやすさ、燃えやすさなどの性質に関する情報> 外観、融点／沸点、燃焼性、引火点、pH、溶解度等の物理化学的パラメータ
10 安定性及び反応性	<製品の性質が変わる様子や条件、変わらないように保つための条件などの情報> 反応性、化学的安定性、避けるべき条件、混触危険物質、危険有害な分解生成物
11 有害性情報	<製品がヒトの健康に与える影響に関する情報> 短期／長期ばく露によるヒトへの急性／遅発性影響、慢性影響
12 環境影響情報	<製品が排出されたときに変化する様子、大気・河川・海・土壌等の環境やその環境中に棲む生物に与える影響> 生態毒性、残留性／分解性、生物蓄積性、土壌中の移動性
13 廃棄上の注意	<製品を捨てるときに注意すること> 残余廃棄物、汚染容器等の廃棄方法
14 輸送上の注意	<輸送するときに注意すること、条件> 国連番号、輸送における危険有害性クラス、輸送上の特別の安全対策
15 適用法令	<その製品に関する法令の情報> 該当する法令、規則等の情報
16 その他の情報	1～15に含まれないその他の情報(参考文献等)

* JIS Z 7253:2019に規定された項目名で示しています。

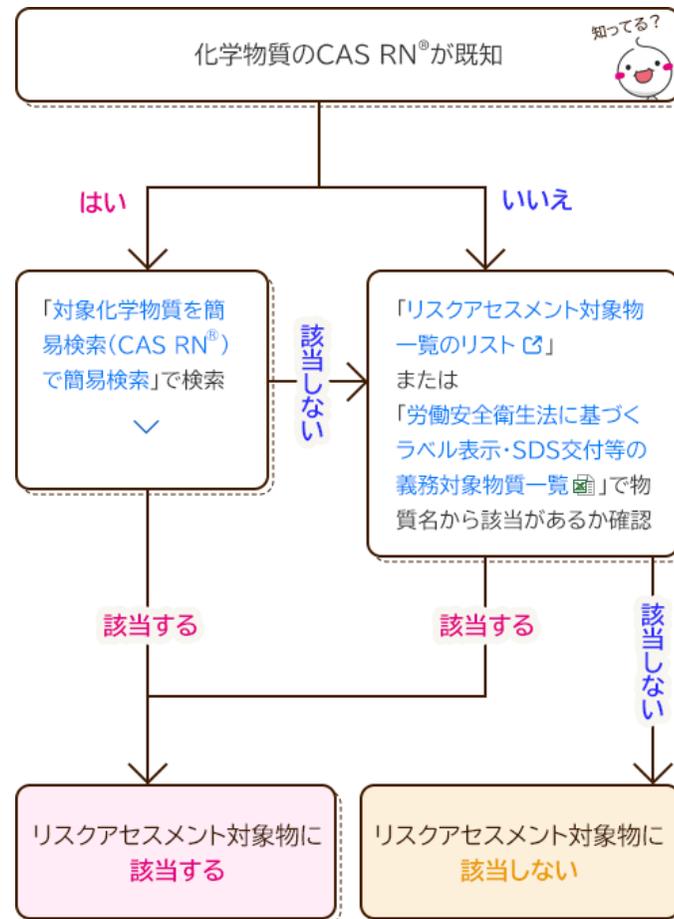
2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

ウ リスクアセスメント対象物に該当するか

- リストアップした取扱い物質がリスクアセスメント対象物(※)に該当するか確認する。
 - ① SDSの「15.適用法令」に「労働安全衛生法 第57条の適用あり」、「労働安全衛生法 表示(または通知)対象物」などの記載があるか確認する。
 - ② SDSの「3.組成及び成分情報」に記載された各成分の情報から「職場のあんぜんサイト」に掲載されている表示・通知対象物のリスト等で確認する(右図参照)。

(※) リスクアセスメント対象物とは
ラベル表示(表示対象物)、SDS交付(通知対象物)、リスクアセスメント実施が義務である物質。
厚生労働省からリストが公表されている。



出典：「職場の化学物質管理 ケミサポ」

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

エ その他の確認すべきこと

従来の労働安全衛生法の管理対象物質や皮膚等障害化学物質等への該当性等についても確認すること。

■ 労働安全衛生法上の管理物質

- 労働安全衛生法危険物
- 特定化学物質障害予防規則（特化則）
- 有機溶剤中毒予防規則（有機則）
- 鉛中毒予防規則（鉛則）
- 四アルキル鉛中毒予防規則（四アルキル鉛則）
- 作業環境評価基準で定める管理濃度を超える場合の当該物質
- がん原性に係る指针对象物質
- 強い変異原性が認められた化学物質

■ 皮膚等障害化学物質等

皮膚刺激性有害物質（皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質）、皮膚吸収性有害物質（皮膚から吸収されるもしくは皮膚に侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質）

※ 「15.適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。

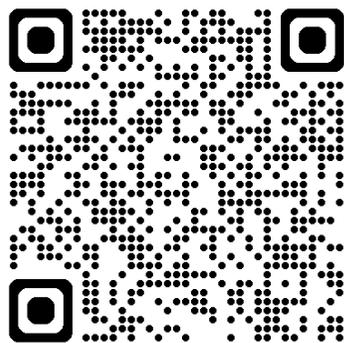
※ SDSの危険有害性の区分を確認する。「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが区分1ある場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。

※ 上記の記載がない場合は、「3.組成、成分情報」の成分名を使用義務物質のリストと照合する。

2 事業場が実施すべき措置

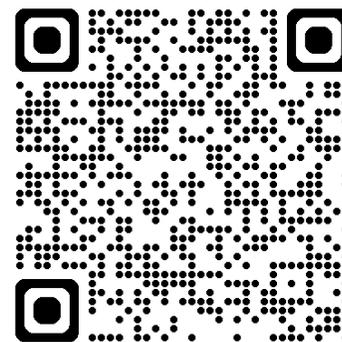
(1) 取り扱い化学物質の把握

※ リスクアセスメント対象物の一覧



(参考) 「職場の化学物質管理 ケミサポ」

※ 皮膚等障害化学物質等の一覧

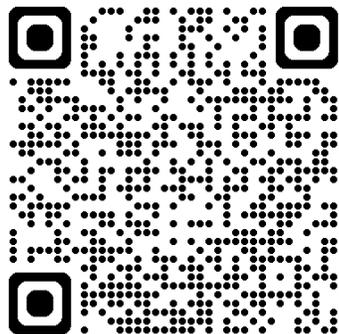


(参考) 「職場のあんぜんサイト」

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

オ 関連Q & A



(参考) [化学物質対策に関するQ & A \(ラベル・SDS関係\) | 厚生労働省](#)

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

Q. ラベル表示、SDS交付の義務の対象外となる「(容器又は包装のうち)主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」又は「一般消費者の生活の用に供される製品」とはどのようなものか。

A. ラベル表示では「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、SDS交付では「主として一般消費者の用に供される製品」についてが義務の対象外となっている。

この「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」および「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれる。

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第85号）に定められている農薬
- ・ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品（工具、部品等いわゆる成形品）
- ・ 表示対象物が密封された状態で取り扱われる製品（電池など）
- ・ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものは除く
- ・ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても除く。

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

Q. 少量の試験研究用の物やサンプルとして提供する物もラベル表示及びSDSの交付の対象になるか。

A. ラベル表示及びSDSの交付については、安衛法令上、取扱量による適用除外はなく、たとえ研究目的、少量又はサンプル提供であっても、ラベル表示及びSDSの交付が必要となる。

Q. 製品を運搬するだけの運送業者にSDSを交付する必要があるか。

A. 化学品を運搬するだけの運送業者は、化学品を譲渡・提供する相手方には該当しないため、SDS交付の義務はない。

なお、運送業者は、毒劇物や危険物等の輸送時の事故における措置、連絡通報事項を明記したイエローカード（緊急連絡カード）を携行することが推奨される。

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

Q. 業務用の印刷に用いるトナーカートリッジはラベル表示及びSDSの交付の対象か。

A. 業務用の印刷に用いるトナーカートリッジは使用の過程で内容物が放出されるため、ラベル表示及びSDSの交付が除外される「対象物が密封された状態で取扱われる製品」等の一般消費者の生活の用に供するためのものとは言えない。

そのため、当該トナーカートリッジ内容物の成分に表示又は通知対象物が含まれている場合は、ラベル表示及びSDSの交付の対象となる。

Q. 一般家庭用の洗剤等もラベル表示やSDS交付の対象になるか。

A. 家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品であれば、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」および「主として一般消費者の用に供される製品」に該当するため、ラベル表示及びSDS交付義務の対象から除外される。

しかしながら、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても上記除外には該当しないため、ラベル表示及びSDS交付義務の対象となる。

2 事業場が実施すべき措置

(1) 取り扱い化学物質の把握

Q. エタノール等を含む食品に表示及び通知対象物を含有している場合にも、ラベル表示又はSDSの交付は必要か。

A. 一般消費者に提供されるもの（そのまま店頭に並ぶもの）、飲食店向けに販売される酒類、食品工場向けに販売される味噌、醤油、たれなど、食品として喫食できる段階のものについては、主として一般消費者の生活の用に供するための容器若しくは包装又は製品に該当し、ラベル表示又はSDSの交付義務の対象から除外される。

ただし、食品製造段階で使用される添加材、保存料、香料等については、それら化学物質類が製造工程中に作業者にばく露する可能性が考えられるため、ラベル又はSDSによる情報提供が必要となる。

Q. センサー、ブレーカー、端子等の電子部品にも表示又は通知対象物を含有している場合、ラベル・SDSが必要か。

A. 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない電子部品等は、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」および「主として一般消費者の用に供される製品」に該当し、ラベル表示又はSDSの交付義務の対象から除外される。

(2) 体制の整備



2 事業場が実施すべき措置

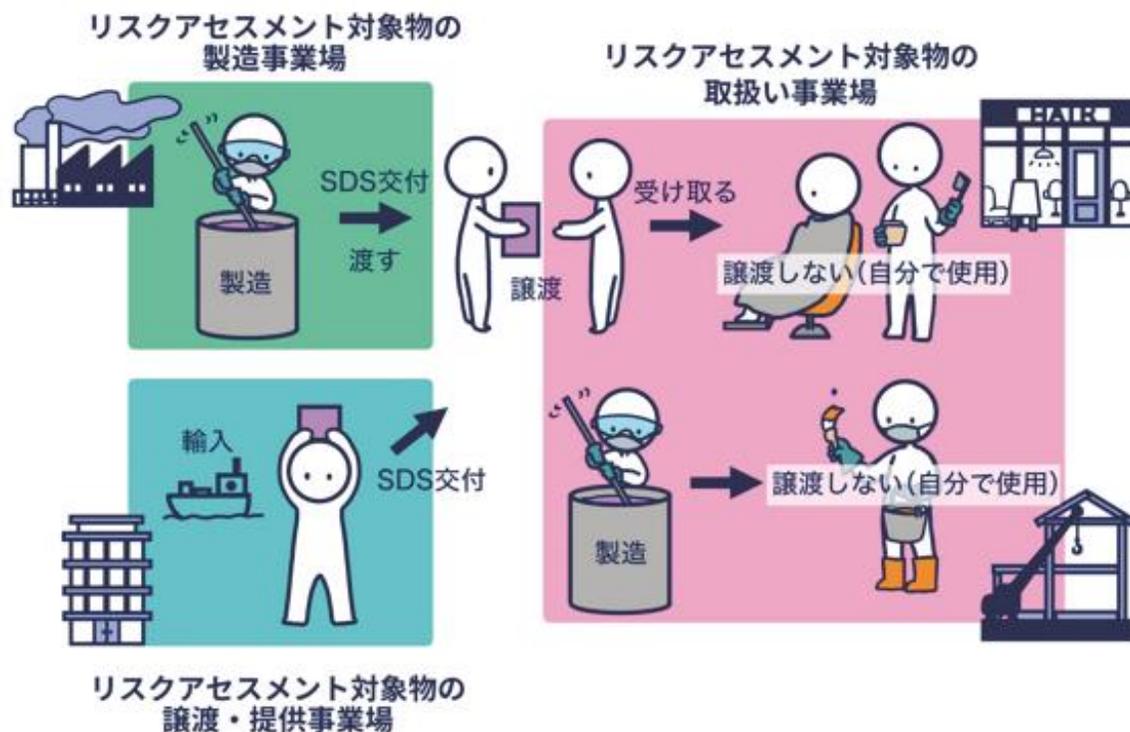
(2) 体制の整備

ア 概要

- リスクアセスメント対象物を①製造、②取扱い、③譲渡・提供する事業場では、業種や規模に関わらず、化学物質管理者を選任すること。
- リスクアセスメントの結果、労働者に保護具を使用させることとなったときは、保護具着用管理責任者を選任すること。
- 選任した者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させること。

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備



※ 「譲渡・提供」は、対価の有無や量は関係しない。

※ 「製造」とは リスクアセスメント対象物を製造して、なおかつ、製造したリスクアセスメント対象物を譲渡あるいは提供する事業場をいう。

譲渡、提供せず、事業場内で化学物質を混合・調合してその事業場内で消費する場合は該当しない。

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

イ 化学物質管理者

(ア) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

※ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する

※ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

(イ) 選任要件

化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

※ リスクアセスメント対象物の**製造**事業場 : 専門的講習の修了者

※ 上記以外の事業場 : 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

(ウ) 職務

① ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理

② リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理

③ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

④ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育

⑤ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）

⑥ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

※ リスクアセスメント対象物の譲渡提供を行う（製造・取扱いを行わない）事業場は④、⑤のみ

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

(工) 講習案内

- 専門的講習のカリキュラムは告示で示されており、任意の外部専門機関の講習を受講できる。
- カリキュラムを満たしていれば、事業場内教育による選任も可。
- 化学物質管理者講習に準ずる講習
日 時：令和8年5月18日（月）
場 所：飛騨・世界生活文化センター
（岐阜県高山市千島町900-1）
申込先：(公社)岐阜県労働基準協会連
合会
TEL : 058-270-0380



（参考）化学物質管理者講習に準ずる講習（取扱い事業場向け1日講習） | 各種講習・教育 | 公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

① 化学物質管理者講習

科目	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	3時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	30分
【講義】関係法令	1時間
【実習】化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

② 化学物質管理者講習に準ずる講習

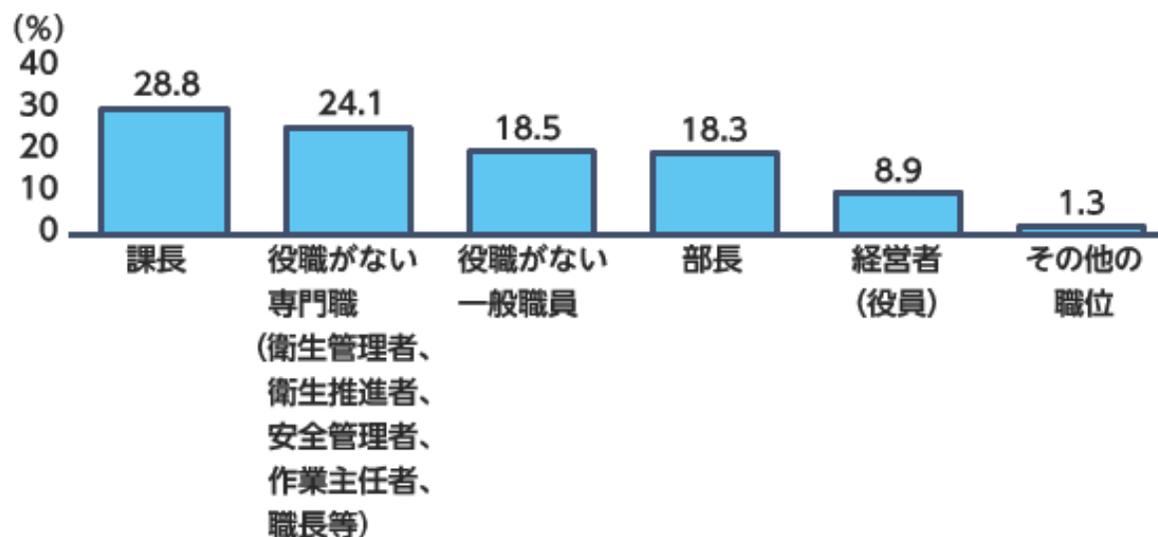
科目	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1時間30分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	2時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	1時間30分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	30分
【講義】関係法令	30分

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

(参考)

化学物質管理者に関するアンケート調査によると、化学物質管理の責任者を置いていると回答した企業では、責任者の職位は「課長」が最も多く、次いで「役職が無い専門職」との結果になった。



化学物質を使った作業を行う職場における化学物質の管理に関する責任者の職位

(資料出所：現場労働者の化学物質管理に関する実態把握のアンケート調査(労働安全衛生総合研究所, 2023))

出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

職務のすべてを化学物質管理者自身が実行する必要はない。
実務的な点は他の専門家やスタッフと協力し、化学物質管理者はこれらがスムーズに実行されるように管理を担当することが現実的である。



出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

①ラベル表示およびSDSの交付に関すること:

事業者は、リスクアセスメント対象物を含む製品をGHSに従って分類しラベル表示およびSDS交付をしなければならないが、化学物質管理者はその作業を管理(ラベル表示およびSDSの内容の適切性の確認等)する。化学物質管理者にGHS分類の知識・経験が乏しければ内部の担当者または外部の事業者へ委託する等により実施することでもよい。分類結果が正しく、それに従ったラベル表示およびSDSの内容に間違いがないかどうかは製品を製造(譲渡・提供)する事業者が判断する必要がある。

②リスクアセスメントの実施に関すること:

事業者は、リスクアセスメントを実施しなければならないが、化学物質管理者は、リスクアセスメントの推進ならびに実施状況を管理する。具体的には、リスクアセスメントを実施すべき物質の確認、取扱い作業場の状況確認(当該物質の取扱量、作業員数、作業方法、作業場の状況等)、リスクアセスメント手法(測定、推定、業界・作業別リスクアセスメント・マニュアルの参照など)の決定および評価、労働者へのリスクアセスメントの実施およびその結果の周知等を行わなければならない。リスクアセスメントの技術的な部分については外部専門家・機関等を活用し、相談・助言・指導を受けても良い。

③リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容および実施に関すること:

事業者は、リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置を実施しなければならないが、化学物質管理者はばく露防止措置(代替物の使用、装置等の密閉化、局所排気装置または全体換気装置の設置、作業方法の改善、保護具の使用など)の実施について管理する。

事業者は、リスクアセスメントの結果、作業場あるいは作業について改善が必要と判断された場合には、当該物質の労働者へのばく露を最小限にするために対策を講じなければならない。また、すべての労働者のばく露が濃度基準値以下となるような措置を取らなければならない。これは労働者の個人ばく露濃度に関する規定であり、工学的な対策等が直ちにできない場合には、個人用保護具の着用が必要になる。

この職務に関しては内部または外部専門家の相談・助言・指導を受けることが有効であろう。

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

④ リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応:

化学物質管理者は、実際にリスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合に適切に対応しなければならない。そこで、実際に労働災害が発生した場合の対応、労働災害が発生した場合を想定した応急措置等の訓練の内容および計画を定めることを管理する。

労働災害が発生した場合、または発生が懸念される場合(死傷病者の発生、有害物質への高濃度ばく露あるいは汚染など)の対応(避難経路確保、救急措置および担当者の手配、危険有害物の除去および除染作業、連絡網の整備、搬送先病院との連携、労働基準監督署長による指示が出された場合など)をマニュアル化し、化学物質管理者および他の担当者の業務分担を明確にする。また、マニュアル化した内容について、適切に訓練を行うことが望ましい。

⑤ リスクアセスメントの結果等の記録の作成および保存ならびに労働者への周知に関すること:

化学物質管理者は、前項までの事項等を記録し保存する。また、リスクアセスメント結果の労働者への周知を管理する。

⑥ リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録・保存ならびに労働者への周知に関すること:

1年を超えない期間ごとに定期的に記録を作成し、3年間(リスクアセスメント対象物であり、かつがん原性の場合には30年間)保存する。

⑦ 労働者への周知、教育に関すること:

①～④を実施するにあたっての労働者に対する必要な教育(雇入れ時教育を含む)の実施における計画の策定や教育効果の確認等を管理する。教育の実施においては、外部の教育機関等を活用することもできる。

出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

ウ 保護具着用管理責任者の選任

(ア) 選任が必要な事業場

【義務】皮膚等障害化学物質の製造、取扱いにおいて、労働者に保護具を使用させるとき

【努力義務】健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの**以外**の物質を製造し、取り扱うとき

(イ) 選任要件

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者

(例) 化学物質管理専門家、作業環境管理専門家、労働衛生コンサルタント、第一種衛生管理者または衛生工学衛生管理者、作業主任者(特化物、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤のいずれか)、安全衛生推進者、保護具着用管理責任者教育カリキュラムを修了した者

(ウ) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理、その他保護具の保守管理にかかわる業務

(エ) 講習案内

日時：令和8年8月20日(木)

場所：高山自動車短期大学(岐阜県高山市下林町1155番地)

申込先：(公社)岐阜県労働基準協会連合会

TEL : 058-270-0380



(参考) 保護具着用管理責任者教育 | 各種講習・教育 | 公益社団法人岐阜県労働基準協会連合会

2 事業場が実施すべき措置

(2) 体制の整備

表5-2-1 保護具着用管理責任者の教育カリキュラム

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	30分
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	30分
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

出典：「労働安全衛生総合研究所」

改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割

	事業者	化学物質管理者	その他	
化学物質管理 体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 （健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
情報伝達 の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○		
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、 作業主任者	

(3) リスクアセスメントの実施

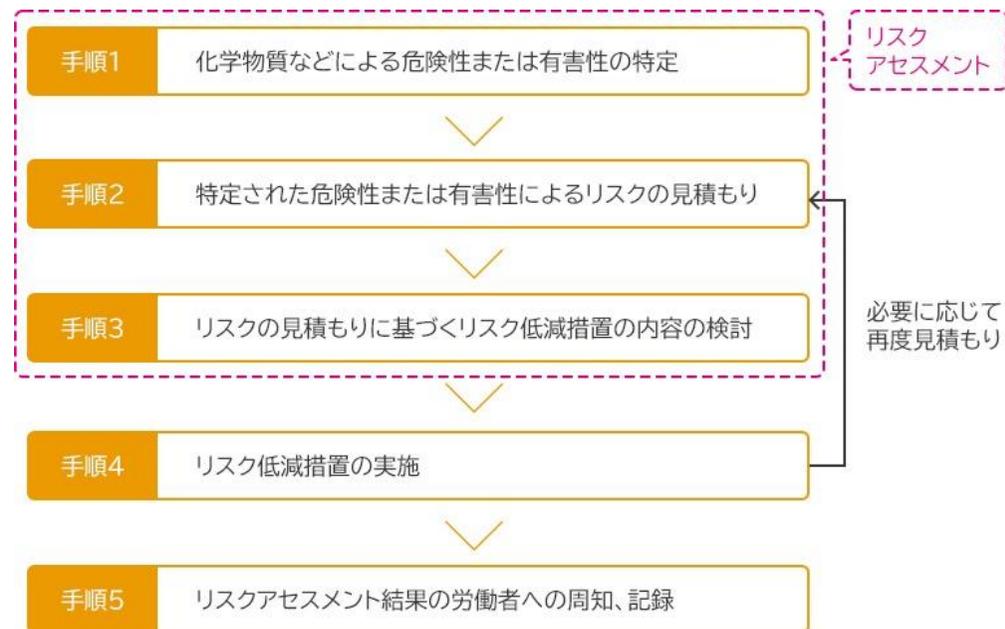


2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

ア 概要

- リスクアセスメント対象物について、右図のとおりリスクアセスメントを実施し、労働者がばく露される程度を最小限度にすること（リスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について最小限度にすることが望ましい）。
- 「濃度基準値設定物質」については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下すること。



出典：「職場の化学物質管理 ケミサポ」

※「濃度基準値設定物質」

一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質

※「濃度基準値」

ヒトが一日8時間、一生涯（約40年間）働いていも何も影響が出ないような値

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

イ 実施方法

(ア) 対象

【義務】 特別規制対象物質（123物質）、リスクアセスメント対象物

【努力義務】 上記以外の物質で、GHS分類の結果、物理化学的危険性または健康有害性の危険有害性区分が付与される物質

(イ) 実施時期

【義務】 ① リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用あるいは変更するとき
② リスクアセスメント対象物を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用あるいは変更したとき
③ 危険性・有害性の情報に変化が生じたとき（新たな危険有害性の情報がSDSなどにより提供された場合など）

【努力義務】 ① 労働災害発生時（過去のリスクアセスメント等の内容に問題があるとき）
② 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
③ 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

(ウ) 実施方法

取り扱っている化学物質が危険性と有害性の両方に該当するのであれば、危険性と有害性それぞれのリスクアセスメントを行う必要がある。

リスク見積り手法によっては、危険性と有害性のどちらも同じ方法で実施することもできるが、危険性と有害性でそれぞれ異なる方法で見積もることが必要な場合もありうる。

また、リスク低減措置についても危険性と有害性それぞれの観点から検討・実施する必要がある。

表4-1-1 化学物質(又は化学品)のリスクの見積りに関連する主な因子

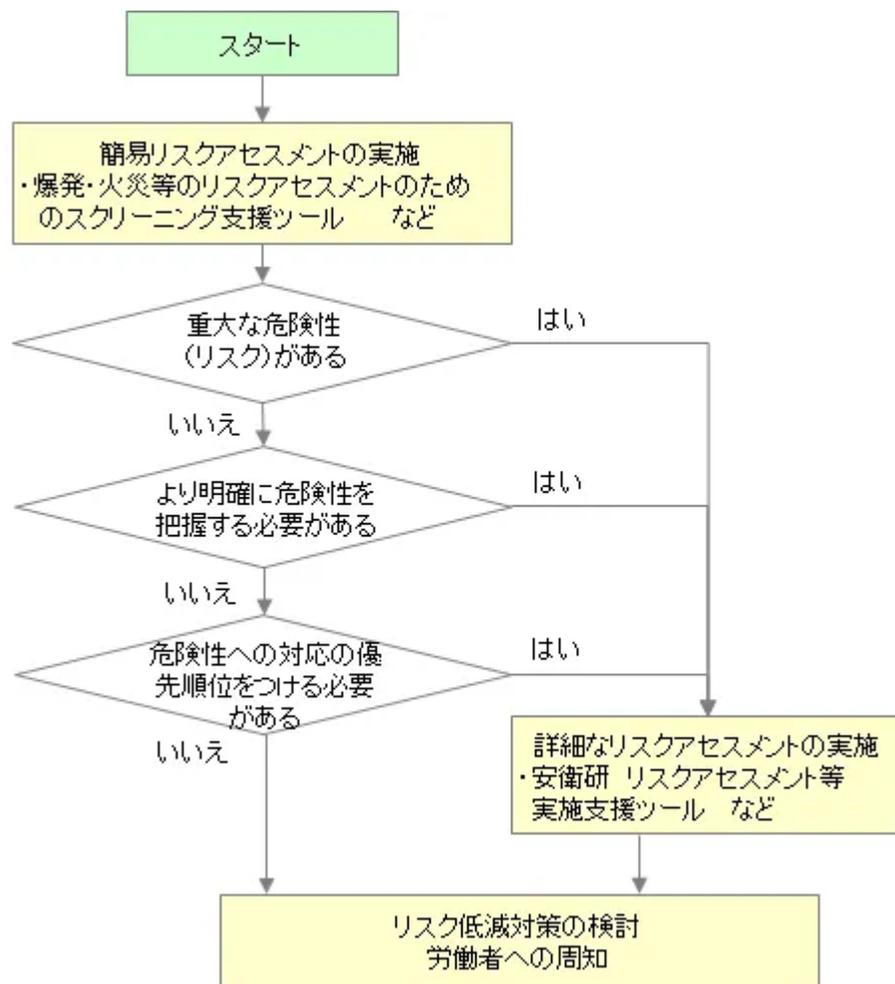
	潜在的危害の大きさを左右する因子	危害が起きる可能性を左右する因子
危険性	爆発性・可燃性の重大さ(GHS分類) 取扱い(貯蔵)量など	爆発性雰囲気形成、着火源発現など
有害性	有害性の重大さ(GHS分類)	労働者のばく露量 (作業時間、取扱量、揮発性・飛散性、換気条件、作業手順、保護具着用の有無などが関係する)

出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

① 危険性（爆発・引火等）に関するリスクアセスメント選択のフロー（参考）



出典：「職場の安全サイト」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

危険性に関するリスクアセスメント手法

表4-2-1 化学物質の危険性に対するリスクアセスメント等を実施するための手法・ツール

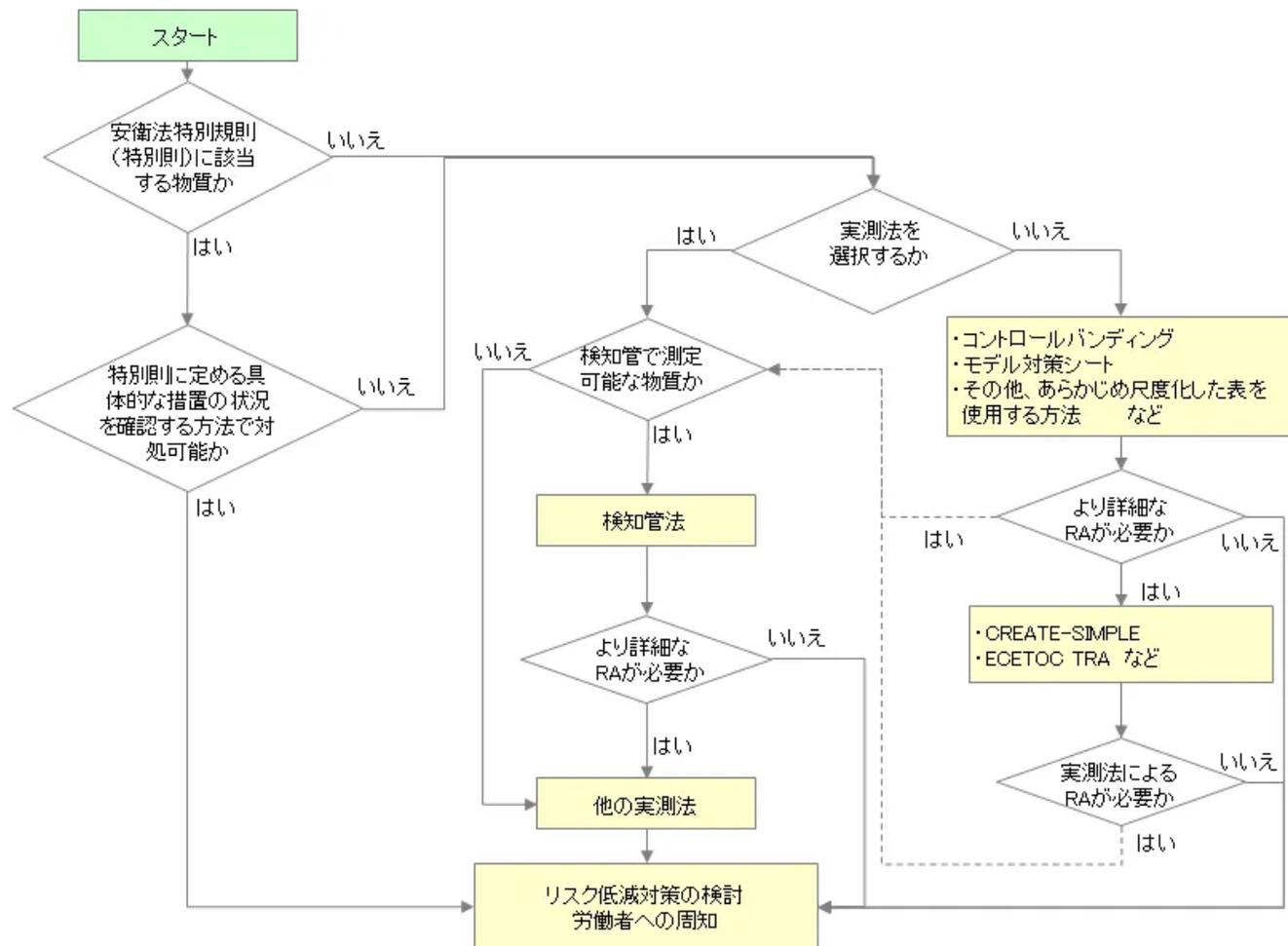
分類	手法・ツール	長所(適用する目的)	短所(気にとめておくべき点)
簡易的な手法・ツール	<ul style="list-style-type: none">・スクリーニング支援ツール^{注2}・CREATE-SIMPLE^{注3}	<ul style="list-style-type: none">・何らかの危険性があることを把握することができる・GHSやSDSの情報を基に実施することができる	<ul style="list-style-type: none">・具体的な作業条件を考慮していない (具体的にどのような対策を実施すれば良いか決めることができない)
詳細な解析手法	<ul style="list-style-type: none">・安衛研手法^{注4}・労働省方式^{注5}・JISHA方式^{注6}・HAZOP^{注7}など	<ul style="list-style-type: none">・危険源を網羅的に洗い出し、できるかぎり想定外をなくすことができる (一度にすべてを検討するよりも、継続的に実施・見直しすることが重要)・具体的なリスク低減措置を検討・実施することができる	<ul style="list-style-type: none">・化学に関する知識や情報が必要となる(難しい)・膨大な作業となる (時間と労力がかかる)

出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

② 有害性（労働者の健康）に関するリスクアセスメント選択のフロー（参考）



出典：「職場の安全サイト」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

有害性に関するリスクアセスメント手法

	手法	長所(適用する目的)	短所(気にとめておくべき点)
濃度の測定を伴わないリスクアセスメント	数理モデル(CREATE-SIMPLE等)	<ul style="list-style-type: none"> ・数多くの物質を簡易に評価でき、リスクが十分低いことが確認できれば実測せずにリスクアセスメントを終了することができる ・リスクアセスメント結果を電子化された共通様式で保存可能 ・付随して経皮吸収や皮膚、眼への有害性が認められる物質の皮膚接触や経皮吸収によるリスクの評価ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクが過大評価となることも多い ・短時間の作業の評価ができない ・入力因子に関係しない職場の特別な状況やその変化に対応できない ・常温でガス状の物質(塩素, 硫化水素等)および溶接作業や研磨作業等で発生する粉じんについては評価ができない
	コントロール・バンディング	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量からリスクの見積りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・精緻な評価はできない ・がんなどの重大な健康障害に関しては専門家の判断が必要
	マトリクス法、数値化法等	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のあんぜんサイトに掲載されているパターン化した作業に関しては簡単にリスクの見積りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置や保護具等の対策の効果に関して確認する必要がある
	業界等のマニュアルに従って作業方法等を確認する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに沿って作業を行えば安全な作業となりうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルから逸脱した作業あるいは行動がある場合には、確認・検証が必要になる
	特別規則で規定されている具体的な措置に準じた方法	<ul style="list-style-type: none"> ・行うべき措置が決められている ・よく管理されている特別規則対象物質は現状で良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別規則対象以外の物質に対して適用する場合には実行すべき措置に関して検討が必要

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

有害性に関するリスクアセスメント手法

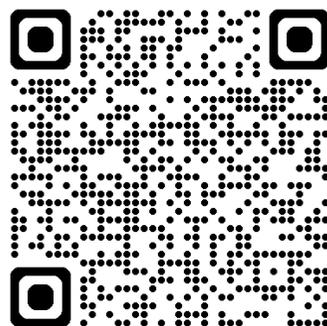
濃度の測定を伴うリスクアセスメント	簡易測定(検知管)	<ul style="list-style-type: none">・特別な測定技術が不要・現場での校正が不要・現場で濃度がわかる	<ul style="list-style-type: none">・共存ガスによる影響を受ける・測定可能な物質は220物質程度・短時間(1時間以内)の作業にのみ適用
	簡易測定(リアルタイムモニター)	<ul style="list-style-type: none">・特別な測定技術が不要・現場で濃度がわかる・データロギング機能があり、ばく露状況の時間的推移を把握できる	<ul style="list-style-type: none">・共存ガスによる影響を受ける・測定可能な物質は220物質程度・測定機器の導入コストがかかる(本体が検知管よりも高価)・メーカー等の推奨に従った点検・校正が必要
	個人ばく露測定	<ul style="list-style-type: none">・ばく露測定として最終的な方法であり結果の確実性が高い	<ul style="list-style-type: none">・測定のコストがかかる・専門家(作業環境測定士等)の関与が望ましい・測定可能な物質は600物質程度

出典：「労働安全衛生総合研究所」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

「CREATE-SIMPLE」の使用方法、ダウンロード



出典：「職場の安全サイト」

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

(CREATE-SIMPLEの使用例)

基本情報									成分情報			
No.	実施日	実施者	タイトル	実施場所	製品ID等	製品名等	作業内容等	備考	No.	CAS RN	物質名	含有率 [wt%]
1	2024/6/28	XXX	製品●●のリスクアセスメント	作業室A	P005-000	製品●●	製品●●をドラムから缶に小分けする作業	A事業所にて使用	2	98-01-1	フルフラール	10

備考	リスクレベル					判定結果	
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)	有害性	危険性 (爆発・火災等)
	濃度基準値設定物質	II-A	II	IV	IV	II	<p>濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。</p> <p>濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。</p> <p>皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。</p>

対策後							
リスクレベル					判定結果		
吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	合計 (吸入+経皮)	危険性 (爆発・火災等)	有害性	危険性 (爆発・火災等)	
II-A	II	I	II	I	<p>濃度基準値設定物質の長時間（8時間）ばく露の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。</p> <p>濃度基準値設定物質の短時間の評価結果は良好です。換気、機器や器具、作業手順などの管理に努めましょう。</p> <p>皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアルに従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を着用しましょう。</p>	<p>引火するおそれがあるため、着火源の除去、爆発性雰囲気の形成防止対策の管理を引き続き実施しましょう。</p>	

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

1 本質的安全対策の実施

- 危険性・有害性が高い物質の使用の中止
- より危険性・有害性が低い物への代替
- 使用条件の変更
- 化学物質等の形状変更 等

2 衛生工学的対策の実施

- 機械設備の防爆構造化
- 安全装置の二重化
- 着火源の排除
- 発散源の密閉化
- 局所排気装置/全体換気装置の設置 等

3 管理的対策の実施

- 作業手順の改善
- マニュアルの整備
- 定期点検の実施
- 教育訓練の実施 等

4 有効な個人用保護具の着用

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

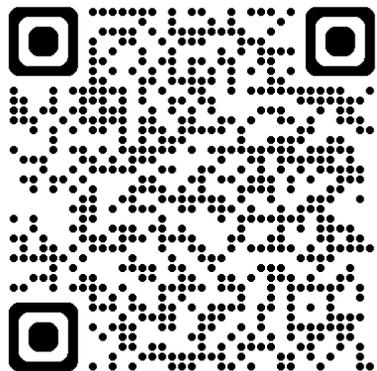
ウ リスクアセスメント実施後の措置

- リスクアセスメントの結果、措置、労働者のばく露の状況について等について、労働者の意見を聴く機会を設けるとともに、記録を作成し、3年間（がん原性物質については30年間）保存する。
- 濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施する。また、当該結果に基づく記録を作成し、5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存する。
なお、リスクアセスメントの結果に基づき、事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断を実施したときも同様に記録の作成、保管を行う。
- 衛生委員会における付議事項に以下の事項を追加する。
(労働者数50人未満の事業場においても、関係労働者からの意見聴取の機会を設けること)
 - ・ 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
 - ・ 濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
 - ・ リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露低減措置等の一環として実施した健康診断結果とその措置に関すること
 - ・ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

工 関連Q & A



[\(参考\) 化学物質対策に関するQ & A \(リスクアセスメント関係\) | 厚生労働省](#)

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

Q. リスクアセスメントが義務化される以前から同じ物質を同じ手順で使用している場合にもリスクアセスメントが必要か。

A. 従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う場合は、リスクアセスメント実施義務の対象にはならない。

しかし、過去にリスクアセスメントを行ったことがない場合等には、事業場における化学物質のリスクを把握するためにも、計画的にリスクアセスメントを実施するようにしてください。

Q. リスクアセスメントは毎年見直しをしなければならないか。

A. 化学物質の新規採用や変更、作業手順の変更等を行う場合には、その都度リスクアセスメントの実施が義務付けられているが、同じ化学物質を、同じ作業条件及び同じ作業手順で取扱う場合の見直し頻度については定められていない。

ただし、令和4年5月の省令改正によって、令和5年4月1日からリスクアセスメント対象物については、ばく露の程度を最小限度とすることが義務化され、ばく露状況に変化がないことを確認するため、過去の化学物質の測定結果やリスクアセスメントの結果に応じた適切な頻度で再確認をすることが望まれる。

Q. 特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）の対象物質は、従来から特別規則に従った管理を実施しているが、リスクアセスメントは別途必要か。

A. 特別規則の対象であっても、リスクアセスメントの実施は義務付けられている。

ただし、特別規則対象物質の場合は、特別規則に定める具体的な措置の実施状況を確認することでリスクアセスメントを実施する方法がある。

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

- Q. 塗装作業を外注する場合、リスクアセスメントを実施するのは塗装作業を請け負った事業者か。
- A. 塗装作業を請け負った事業者が、購入元等から入手した使用塗料のSDSを使って、リスクアセスメントを実施する。
- Q. 元請事業者が塗装作業を下請事業者に任せした場合、リスクアセスメントは誰が実施しなければならないか。
- A. 原則、現場作業員を直接雇用している下請事業者が当該作業にかかるリスクアセスメントを実施し、必要に応じてリスク低減措置を講ずる必要がある。
しかし、複数の下請事業者が混在して作業を行う場合等、下請事業者だけではリスクアセスメントやリスク低減措置の実施等における決定等ができない場合には、元請事業者が作業場における監督者として現場全体のリスクアセスメントを行い、その結果を各事業者に提供すること。また、下請事業者が行う個々のリスクアセスメントに参画・支援することが望まれる。
- Q. 化学品を保管・運搬するだけの運送業者等はリスクアセスメントを実施する必要があるか。
- A. 化学品を運搬する業務は、化学品の製造・取扱いには該当しないため、リスクアセスメント実施義務の対象外となる。
ただし、運送業者が化学品を小分けにしたり、容器を開けて作業を行う等、労働者がばく露する可能性がある場合は、化学品の取扱いに該当するため、リスクアセスメントを実施すること。

2 事業場が実施すべき措置

(3) リスクアセスメントの実施

Q. リスクアセスメントを実施する際に、SDSに記載されたどの情報を活用すればよいか。

A. リスクの見積り時に活用するSDS記載情報は主として次の5項目。

- 2 危険有害性の要約
- 8 ばく露防止及び保護措置
- 9 物理的及び化学的性質
- 10 安定性及び反応性
- 11 有害性情報

※リスク見積り手法によって、どの情報を使用するかは異なる。例えば、コントロール・バンディングは、上記の「2」に記載されたGHS分類区分と「9」に記載された沸点等を活用する。また、実測値による方法や使用量等から推定する方法では、「8」に記載されたばく露限界値を活用する。

Q. 粉体を水に溶かし、水溶液として使う作業をする場合、リスクアセスメントはどの作業単位で実施しなければならないのか。

A. リスクアセスメントは、対象の化学物質等を取扱う作業ごとに行うことが原則である。そのため「粉体を溶かす作業」「水溶液を使用する作業」でそれぞれリスクアセスメントを実施する必要がある。

ただし、リスクを評価する上で密接な関係にある複数の作業工程を1つの単位とする場合、同一場所において行われる複数の作業のうち有機溶剤作業と溶接作業などのようにリスクが影響し合うものを1つの単位とする場合など、実状に応じた作業単位でのリスクアセスメントが適切な場合もある。

(4) その他のポイント



2 事業場が実施すべき措置

(4) その他のポイント

ア 労働者への教育

(ア) 雇い入れ時の教育の拡充

危険性・有害性のある化学物質を製造、取り扱う事業場において、特定の業種における一部教育項目の省略を廃止する。

教育項目	<ol style="list-style-type: none">1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること3. 作業手順に関すること4. 作業開始時の点検に関すること5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関すること6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
------	--

(イ) 職長等に対する安全衛生教育

下記業種は、新たに職務につくこととなった職長、作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならない。

対象	建設業、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、製造業（※たばこ製造業、繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）は除く）
----	--

2 事業場が実施すべき措置

(4) その他のポイント

イ ラベル表示およびSDS等に関連する適用事項

(ア) SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認、更新、通知する。
SDSの通知事項に「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加。

(イ) SDS等による通知方法の柔軟化

譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする。

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

(ウ) 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性に関する情報を伝達すること。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合等

2 事業場が実施すべき措置

(4) その他のポイント

ウ がん原性物質への対応

項目	内容
取扱業務の作業歴の記録と保存	労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合 →その業務の作業歴を記録しなければならない。
健康診断結果の30年間の保存	がん原性物質について、労働者がばく露したおそれがあるとき →速やかに、医師等による健康診断を実施しなければならない →健康診断の記録を作成し、30年間保存しなければならない
同一事業場で複数の労働者が同種のがんに罹患した場合の対応等	化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したとき →罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければならない →医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

2 事業場が実施すべき措置

(4) その他のポイント

工 労働災害時の対応

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業者に対し、改善を指示する。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施する。
- 化学物質管理者は、不安全行為やヒヤリハット等の実際の災害には至らなかったケースを含め、労働災害の発生への備えとして災害防止対策及び災害時対応に対する産業医、作業主任者、衛生管理者等との役割を改めて明確にして、マニュアル等を作成しておくことが推奨される。

3 職場の化学物質管理に関する相談窓口、支援等

3 職場の化学物質管理に関する相談窓口、支援等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
<p>●職場のあんぜんサイト （http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm） ■厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール） ✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） <ul style="list-style-type: none"> ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業 ✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール <ul style="list-style-type: none"> ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● ECETOC-TRA サイト ■ 欧州化学物質生態毒性・毒性センター（ECETOC）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール（ECETOC-TRA）。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
<p>（職場のあんぜんサイトからリンク） ● EMKG Software 2.2 ■ the Federal Institute for Occupational Safety and Health（BAuA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独安衛研（BAuA）が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL（EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出）

3 職場の化学物質管理に関する相談窓口、支援等

事業者のための職場における化学物質管理の無料相談窓口

令和7年度委託業務担当：テクノヒル株式会社

労働安全衛生法に基づく

- ラベル表示
- 安全データシート（SDS）
- 化学物質のリスクアセスメント
- 令和4年（2022年）に改正された労働安全衛生関係法令に基づく新たな化学物質規制の内容

等に関して主に中小規模事業場からの相談に対応しています。

無料 中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

- ◇ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ◇ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ◇ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ◇ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係	リスクアセスメント 関係	政省令改正 関係
<ul style="list-style-type: none">ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですかラベルやSDSの内容が分からないのですが秘密保持の場合の対応について	<ul style="list-style-type: none">化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか「CREATE-SIMPLE」の使用方法リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい	<ul style="list-style-type: none">新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか濃度基準値以下の確認方法は

開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日まで

受付時間 月～金 10:00～17:00

(12:00～13:00を除く / 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ 050-5577-4862

📠 テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。テクノヒル 相談窓口 検索 と検索ください。

* 相談は無料ですが、通話料がかかります。

* メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

